

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書第22条の運用について

(1) 報告時期

応急措置を優先とするが、監督官庁等関係機関に連絡すると共に、同日中に両市へ報告するものとする。

(2) 報告内容

①カルタヘナ法、放射線障害防止法、環境法令、毒物及び劇物取締法等に係る違反があり、監督官庁等へ報告するとき

②周辺環境に影響を及ぼす恐れがあるとき

〔なお、協定に基づく管理目標値を超えた場合については、毎月の測定結果連絡は、原因と対応策を含めたものとする。〕

以上